

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3017号及び第3018号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3017号では、横浜市長が行った個人情報非訂正決定は妥当であると判断しています。

答申第3018号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）のうち、自立支援医療診断書（精神通院医療用）2021年2月24日発行」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての答申

【答申第3017号】

(2) 「(1)2021年6月13日付文書(2)2021年9月21日付文書(3)別紙1、別紙2」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3018号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3017	令和3年8月3日	令和3年9月1日	令和3年9月6日	令和3年10月6日	個人	市長
3018	令和3年9月28日	令和3年10月13日	令和3年11月11日	令和3年12月10日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報（対象行政文書）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3017	「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）のうち、自立支援医療診断書（精神通院医療用）2021年2月24日発行」（以下「本件保有個	<p>非訂正</p> <p>当該保有個人情報の利用目的は、自立支援医療（精神通院医療）（以下「精神通院医療」という。）の支給認定申請のためであり、既に処分が決定していることから、当該訂正請求内容の訂正が利用目的の達成に必要な範囲内とは認められないため。</p>	原処分妥当

答申番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会の結論
	人情報」という。)		
3018	「(1)2021年6月13日付文書(以下「文書1」という。) (2)2021年9月21日付文書(以下「文書2」という。) (3)別紙1、別紙2(以下「文書3」という。)」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <hr/> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。))による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。)第7条第2項第2号に該当</p> <p>・個人から提出された手紙の内容</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3017	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新個人情報保護条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。)に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新個人情報保護条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《精神通院医療の支給認定について》</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する精神障害者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある者に対し、自立支援医療受給者証を交付し、医療費の一部を公費で支給することとしている。</p> <p>横浜市では、支給認定の申請の受付を各区福祉保健センター高齢・障害支援課及び健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センターで行い、支給認定の適否の判定に係る事務を健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター(以下「こころの健康相談センター」という。)で行っている。</p> <p>こころの健康相談センターでは、嘱託医師委嘱要綱(平成28年8月22日健こ第476号)により嘱託医師を委嘱しており、こころの健康相談センターのセンター長は、複数の嘱託医師の意見を踏まえて支給認定の適否を判断する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人が令和3年3月3日付で行った精神通院医療の支給認定申請に対する不認定の決定に係る起案文書のうち、審査請求人が提出した「自立支援医療診断書(精神通院医療用)」(以下「診断書」という。)である。診断書は、医療機関が令和3年2月24日に発行したもので、「① 病名」、「② 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」、「③ 現在の病名、状態像等」、「④ ③の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見(検査名、検査結果、検査時期等)等」、「⑤ 現在の治療内容」、「⑥ 今後の治療方針」、「⑦ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」、「⑧ 備考」等の欄で構成され、医療機関の名称、所在地、電話番号、医師の氏名等が記録されている。</p> <p>《本件訂正請求について》</p> <p>審査請求人は、本件訂正請求で「⑤ 現在の治療内容」欄の「なし」との記録を「てんかん指導」に訂正することを求めている。審査請求人は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料として、令和3年2月5日に医療機関を受診した際に発行された診療明細</p>

答申番号	判断の要旨
3017	<p>書及び請求書兼領収書（以下「明細書等」という。）を提出している。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 旧個人情報保護条例第34条第1項で規定する「事実」とは、何人でも客観的に判断できる事項をいい、評価判断に係る事項は含まれない。</p> <p>また、事実に関りがあることについては資料によって明らかにすることが求められているが、誤りの有無の判断に当たっては、当該情報がどういう事実を表すものであるかに留意する必要がある。</p> <p>イ 実施機関の説明によると、本件保有個人情報は、精神通院医療の支給認定の申請のために、審査請求人の依頼に基づき令和3年2月24日に医療機関が作成したものとのことである。本件保有個人情報の提出を受けた実施機関は、同年3月17日に当該医療機関に架電し、現時点で投薬の必要がない旨や精神療法等を行っていない旨を確認したとのことであり、これを踏まえ、診断書に「今後発作がおきた場合は投薬を再開する」と補記をしていることが認められる。</p> <p>ウ 以上のことを踏まえ、本件訂正請求について検討する。</p> <p>本件保有個人情報は医師の診断結果を示す診断書なので、その内容を事実でないと判断するのは、誤記であることが明らかな場合等に限定されると考えられるが、上記イの実施機関による当該医療機関への確認を踏まえると、当審査会としては、診断書の内容に誤りがあり旧条例第36条の規定に基づく訂正を要するとは認められない。</p> <p>審査請求人が提出した令和3年2月5日付の明細書等に「医学管理等」の区分として「てんかん指導料」との記載があることも、この判断を左右するものではない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3018	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、旧情報公開条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《教職員に係る訴えがあった場合の対応について》</p> <p>実施機関によると、教職員の言動による被害を受けた児童・生徒やその保護者から訴えがあった場合には、当該児童・生徒が在籍する学校の校長は、関係する教職員や児童・生徒等から聞き取り等を行い、正確な事実関係の把握に努めるとのことである。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、いずれも保護者の子に関して特別支援学校に宛てた手紙であり、文書1及び文書2は保護者から特定特別支援学校Aに送信された電子メールに添付された文書であり、文書3は保護者が特定特別支援学校Bに提出した外国語の文書を日本語に翻訳した文書である。</p> <p>なお、文書3に関しては、実施機関において外国語の原文を保有していることが確認されたため、令和5年8月18日付で追加の一部開示決定処分を行っている。</p> <p>イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《文書1及び文書2並びに文書3のうち別紙1の旧情報公開条例第7条第2項第2号該当性及び旧情報公開条例第8条第2項による一部開示について》</p> <p>ア 文書1及び文書2並びに文書3のうち別紙1には、生徒又は保護者の氏名のほか、保護者個人の思いを述べた内容が記載されている。</p> <p>これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ ところで、旧情報公開条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項</p>

答申番号	判断の要旨
3018	<p>第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」として、行政文書の一部開示について規定している。</p> <p>本件では、これらの文書のうち生徒又は保護者の氏名は、特定個人が識別される記述部分である。そして、生徒又は保護者の氏名を除いた部分は、保護者が特別支援学校に対し個人の思いを述べた内容であって、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、旧情報公開条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p> <p>《文書3のうち別紙2の旧情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>文書3のうち別紙2には、生徒又は保護者の氏名の記載はなく、保護者個人の思いを述べた内容のみ記載されていることから、特定の個人を識別することができる情報には該当しない。</p> <p>しかしながら、本件文書に記載された保護者個人の思いは、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、旧情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（訂正請求権）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの
- （第2項及び第3項省略）

（保有個人情報の訂正義務）

第36条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（経過措置）

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（行政文書の一部開示）

第8条（第1項省略）

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとなして、前項の規定を適用する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881